

役員等報酬規程

社会福祉法人長沼陽風会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長沼陽風会（以下「法人」という）定款第8条および定款第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長）については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行った場合には報酬を支給する。
- (3) 理事長については、退職手当を支給する。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別表2に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(理事、監事及び評議員選任委員の報酬等)

第4条 理事、監事及び評議員選任委員に対して、各年度の総額が900万円を超えない範囲で、評議員会において別表1及び2に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額
- (3) 退職手当については、別表3に定める額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第2で定めるものとする。

- 2 理事会及び評議員会において、ビデオ会議出席、書面又は電磁的記録により意思表示がもとめられる場合は、別表第2で定めた報酬を支給する。
- 3 インターネット等を用いた研修等に出席を求められた場合は、別表第2で定めた報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第8条 役員等が、法人業務を行うため出張する場合は、別に定める職員旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日等にあたるときは、職員給与規程に準拠した日をもって支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議への出席や法人業務を行った場合には、その都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 同条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第11条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成31年3月27日より施行する。
この規程は、令和3年6月22日一部改正、施行。
この規程は、令和4年1月3日一部改正、施行。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬額(月額)
理事長	666,000円

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している場合は、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

業務	日額
評議員会への出席	12,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000円

(2) 理事

業務	日額
理事会等会議への出席	12,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000円

(3) 監事

業務	日額
評議員会、理事会等会議への出席	12,000円
監事監査等への出席	12,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000円

(4) 評議員選任・解任委員

業務	日額
評議員選任・解任委員会への出席	12,000円

別表3 退職手当の算定額

理事長職在任月数 × 12,000円

当法人の職員を兼務している期間については、退職手当の算定額は支給しない